

平成30年度 瑞穂市障害者自立支援協議会

第2回全体会

- 開催年月日 平成31年2月25日（月） 総合センター5階 第4会議室
- 開 会 10時00分 / 閉会 12時00分
- 出席委員 安藤 邦章 ・ 牛丸 真児 ・ 宇野 睦子 ・ 加藤 央 ・
玄 景華 ・ 酒井 伴好 ・ 曾我 美穂 ・ 武内 由美 ・
棚瀬 友美 ・ 田宮 康弘 ・ 林 善太郎 ・ 松本 深香 ・
村井 寛人 ・ 森 稚加子 ・ 山下 靖代
15名
- 欠席委員 国枝 武俊 ・ 杉本 千代 ・ 豊田 浩充 ・ 中島詩絵里 ・
森 敏幸
5名
- 瑞穂市障害者自立支援協議会事務局
福祉生活課長 佐藤 雅人 ・ 課長補佐 庄司 洋

【議 題】

- 1 市の障がい福祉に係る状況について
 - ①第5期瑞穂市障害福祉計画に係る各種実績値の報告
 - ②手話奉仕員養成講座について（本巢市・山県市・北方町との合同開催）
 - ③啓発・広報活動について
 - ・「障がい者マーク」等の広報活動について
 - ・第46回手話祭り（旧耳の日フェスティバル）について
 - ④災害時障がい者支援用バンダナについて
 - ⑤市内の福祉事業所等について
- 2 平成30年度の協議会の運営等について
 - ・組織について
 - ・講演会（勉強会）について
 - ・各部会について
 - くらし部会 （田宮 部会長）
 - 相談支援部会 （牛丸 部会長）
 - 子ども部会 （武内 部会長）
- 3 その他

会議の内容（抜粋）

1 開会 10:00

司会 定刻となりましたので、これより平成 30 年度瑞穂市自立支援協議会第 2 回全体会を開会いたします。

本日の会議は、委員 20 名中出席者 15 名で過半数以上となりますので瑞穂市附属機関設置条例第 8 条の規定に基づき本会議は成立いたします。

それではこれより議事の方に移らせていただきます。これからの議事進行は瑞穂市附属機関設置条例第 7 条第 3 項に従いまして、玄会長に議長をお願いすることになります。よろしくお願いいたします。

2 議事

会長 それではご指名いただきましたので、本協議会の議長を務めさせていただきます。協議会の進行になにとぞご協力をお願いいたします。それでは、恒例にはなりませんが、この委員会の会議録について審議をさせていただきます。事務局より説明をお願いします。

事務局 会議録の作成方法や確認方法につきまして前回と同様でございますが、3 点確認をさせていただきます。1 点目は、会議録は要点筆記ということ、2 点目は、発言した方の氏名は A 委員、B 委員というように匿名の記載をさせていただきます。3 点目は、作成した会議録につきましては会長、副会長に確認していただき、了承を得てから会議録として公開とさせていただきます。

会長 只今事務局よりご提案ありましたが、何かご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。特に変更ございませんので只今の事務局のご提案に賛成の方挙手をお願いいたします。それでは挙手全員ありますので本委員会の会議録については要点筆記とし、発言した委員の氏名は記載しないこととし、会議録は会長、副会長の了承を得て公開することとさせていただきます。

それでは、これから議題の方に従って進めていきたいと思いますが、皆様方の資料の中に第 1 回の全体会の議事録がありますので、これはちなみにホームページでも公開されております。時間のある時にちょっと目を通していただきまして、何かありましたら事務局の方にご連絡いただければと思います。

それでは、議事の 1 ということで市の障害福祉にかかる状況についてということで、順次ご説明をお願いしたいと思います。まず①の第 5 期瑞穂市障害福祉計画にかかる各種実績値の報告からお願いします。

事務局 それでは資料に基づき説明させていただきます。

《資料 1 - 1 を基に説明 *説明部分省略》

会長 ありがとうございます。只今、事務局の方からのご報告で平成 30 年度は 11 月までの実績値ということで、第 4 期計画という形にいただきました。各委員の先生方いかがでしょうか。ご質問とかご追加等ございますでしょうか。

A 委員 2 ページのところの就労移行養成のところ、これ 0 になっているのですけれども、これは、第 5 期計画のところの 2 ページ目の就労移行のところ 0 になって、11 月で 17 になっていますが、これはこれで大丈夫なのでしょうか。

事務局 11 月のところは数字が入っているのですが、4 月から 10 月のところは数字が入っていないのは、数値の取り込みのミスかと思います。再度確認して修正したものを郵送で送らせていただきます。

会長 ありがとうございます。他いかがでしょうか。

B 委員 同じところなのですが、就労継続 A と B につきましても同じようなことでご理解させていただければよろしいですね。就労 B なんかですとかなり人数が減っているように見受けられるのですが、これは何か要因があるというわけではなく今の数字の関係ということで理解すればよろしいでしょうか。

事務局 申し訳ありません、就労 B も実績値が少ないかなと思われますので再度確認して改めてご案内させていただきます。申し訳ありません。

会長 よろしいでしょうか。就労 A の方のサービス実績はずっと 0、就労 B の方は 4 月が 120、利用日数、11 月が 81、利用者人数が 11 から 8 というちょっと減少傾向にあるということで、これは少しその辺も 1 度含めて 1 回ご報告いただければと思います。

 他いかがでしょうか。数字のデータ等でご質問等ございますでしょうか。放課後等デイは非常に利用人数が増えているということで、これも子ども部会の方でも少し検討課題にしていきますので、少し人数も含めて検討していきたいと思っております。

 どうですかよろしいでしょうか。実績につきましては第 5 期計画の実績のいろんな評価をしていかなければいけませんので、また来年度に向けて少しご意見いただければと思います。それでは、この報告の各種実績値の方はこれで終

了したいと思います。

続きまして議題の次の報告事項になりますが、②から⑤の、これはそれぞれ資料がございますので事務局の方からご報告の方をお願いします。

事務局 それでは資料を基に説明をさせていただきます。

《資料1-2、1-3、1-4を基に説明 *説明部分省略》

会長 ありがとうございます。それでは、只今の②から⑤のご報告につきまして各委員の先生方の方からいかがでしょうか、ご質問あるいはご追加等ありますでしょうか。市の方も啓発活動いろいろ取り組んでいただいておりますのでこれをさらに継続的に発展させていただけるといいかなと思いますが、どうぞ。

B委員 すいません、2つお尋ねをいたします。1つは資料がないとおっしゃった1番最初の手話奉仕員の養成講座についてなのですが、参考までに何人ほどの方が受けてみえるのかということをもしお分かりになれば教えていただきたいというのが1点です。

もう1点はバンダナの活用についてなんですけど、先ほどご説明にもありましたように、まさに県が進めているようなヘルプマークと同じように周りの方がそのバンダナの存在を知っているというのが、やはりそのバンダナが有効活用される1つのキーになるのではないかと思います。どういう風にそういった周りの方に周知をされていくのか、例えばプレスリリースなどはもうすでにお済みでいらっしゃるのか、今後おやりになる予定であるのかそのあたりをお聞かせください。

事務局 まず1点目の手話奉仕員養成講座でございますが、ちょっと正確な数字ではありませんが、全体で約30名の方が参加しております。山口市と北方の方で前期後期に分かれて開催をしまして、瑞穂の関係の方は4名だったかと思いますが参加してございます。

また2点目のバンダナについての啓発活動ということで、プレスリリースは今準備しておりますので、3月にする予定でございます。あとはやはり地元の方に知っていただくということで、瑞穂市の自治会連合会がございまして、自治会長さん、自主防災組織のトップというのは各自治会の自治会長さんが通常ついておられますので、自治会長さんにもこういうものがありますよということと配布させていただきまして、地域の方にこういう物の存在を知ってもらうということを計画しております。

また防災担当の市民協働安全課という課が別にありますが、そちらの方が地域の防災倉庫を管理しております、そちらの方にも設置させていただきましていざというとき、持たずに何とかどり着いたという方にそういう物を使っただけというのを計画しております。

B委員 分かりました。市民の方が集まるイベントなどでも、例えば掲示をしておくなどするとこれ何だろうという形で皆さんの興味を持っていただけるのかなと思いますし、あともう1つプレスリリースに関してなんですが、市政の方にプレスリリースされるかと思うのですが、もしあまりマスコミの反応が芳しくなかった場合同じ資料を県政のクラブの方に投げさせていただくことができますので、そういったルートも活用していただくとより広く伝わるのかなと思いますので、ご助言ではございますが、お願いします。

事務局 ありがとうございます。ぜひPRにご協力いただくと大変助かります。

会長 はい、ありがとうございます。どうぞ。

C委員 このバンダナ今実際に見せていただきまして、とてもよく目立つものだなということで見せていただいて実感をしたのですけれど、今、自治会長さんには配られていると。それでちょっと私は民生委員の立場として、民生委員の会議でも出されると思うのですけれど、こういう各種団体には配布されるのですが、例えば個人で買いたいと購入を希望される場合はどういった方法でとか。

それと、たとえば私たちが民生委員でサロンなんか周知したい場合は自治会長さんを通じてお借りしなければいけないのかそこら辺のところを教えてくださいませんか。

事務局 すいません。民生委員さんにも知っていただくということで、また民生委員さんの全体会の方には出向いていってご説明申し上げようかと思えます。配布につきましても民生委員さんにはやはりいろいろ各高齢者ですとか障がい者の方の普段見守りをして地域の方を良く存じ上げておられると思えますので、民生委員さんにも配布させていただいて地域の方への周知にご協力いただけたらと思えます。

また、個人で必要だどご希望される方におきましては穂積庁舎、ヘルプマークも同様なのですが、穂積庁舎の福祉生活課と、巢南庁舎の市民窓口課の窓口無償で配布をする予定でございます。

C委員 ありがとうございました。

会長 よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。バンダナの方はいろんなご質問等ご助言いただきましたのでありがとうございます。よろしいでしょうか。はい、ではありがとうございました。

 それでは、続いて議題の2の方に進めさせていただきます。2の方は平成20年度の協議会の運営等についてということでこちらの方がさまざまなご意見が出るかと思しますので、全体会の組織及び講演の方の資料があります。2-1と2-2の方ということでこちらの方まず事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

事務局 それでは資料を基に説明をさせていただきます。

 《資料2-1、2-2を基に説明 *説明部分省略》

会長 ありがとうございました。まず今回瑞穂市の自立支援協議会の体制ということで資料の2-1が、たぶんこれが1年でちょっと上がってきた資料だと思えます。以前から自立支援協議会では、各部会が立ち上がってそれぞれ活動をしていただいているのですが、なかなかちょっとつながらないとか、あるいは非常に負担が重いとか、ちょっと若干形骸化している部分もあるのかなということで、昨年9月に一宮で実践されておられます野崎さんをお招きして自立支援協議会の在り方ということで講演をいただきました。やはり非常にインパクトが強くて、やはりこれを受けてもう少し瑞穂市の街の在り方をちょっともう一度見直した方がいいのではないかとということで、事務局会をちょっと断続的に開催させていただきました。

 それで上がってきたのが、任期が2年から3年に変わるということと、人数が20名から25名ということでこれは瑞穂市の方の条例が本年度から施行されておりますので来年度はこの新しい体制で組み込まれるかなと思えますが、体制のところちょっと下から3分の1のところ個別支援会議というのは上の矢印で入ってきております。これを各地域の各個別の問題点とかニーズをやはり全体でちょっとこう受け止めて、各専門部会等で議論をしていただくということと、あとはもうプロジェクトチームというのを少し考えております。

 これは、今まで各部会で課題があればそこで審議していただいていたということなのか、非常にやはり負担が重いということもありますのでこれは各専門部会から上がってきたもの、あるいは事務局会でやはりこれは特別に取り組む課題ということであればそれぞれのテーマを決めて別途にプロジェクトチーム、い

わゆるPTでいろいろと調査、審議、検討をしていただくという風な形を考えております。

この辺のあたり各委員の皆様方からご意見いただければと思いますがいかがでしょうか。この後部会のご報告もありますのでそれに関してまた最終的にもう一度ご意見いただければと思いますが、この資料の2-1で何かご質問とかご追加、ご助言いただければと思いますがいかがでしょうか。

D委員 夏の協議会の講演会で野崎さんの話を聞いて非常に勉強になりました。それで個別支援会議の重要性というのを今も事務局の方が言われたように、ここがキーなのだというお話も承ってなるほどと思いました。それで個別支援会議というのは主催というのか、これはどこの、イメージとしてはどのようなイメージなのでしょう。

E委員 個別支援会議とはというところが、最初に私も躓いたところで、マニュアルとかは何も書いてありません。野崎さんに電話して聞いたら、最初にこの協議会の取組は滋賀県で始まったらしく、その時の個別支援会議を元にやっぺいこうという風に始まったとお聞きしました。個別支援会議の定義を、相談員が個別支援会議って開くのですけれども、3人以上が集まったら呼ぶことにしようとかそういう厳密なことを決められたらしいのですが、かなり前のことで、その定義の計画をしていて個別支援会議という風にしちゃうと会議を開かない困難事例はじゃあここに上がってこないという問題も出てきてしまうので、そうではなくて困ったこととか、これは市で取り組むべき材料にできるという風に相談員が判断したらどんどんあげていって良いというのが野崎さんのお考えです。うちもそれを習っていこうかなと。

会長 よろしいでしょうか。このあと相談支援部会のご報告がありますのでそこでまた詳細をご説明いただければと思いますので。他いかがでしょうか。

F委員 この中で具体的な在り方がはっきり明示というか、取り決めがないのが今の個別支援会議とプロジェクトチームなのですね。プロジェクトチームをどのように発足させていくのかどういうメンバーを招集するのかとか等々を運営については未整理というか、懸案が出てきたときに考えるというような形の配置になっていると思います。個別支援会議はもう相談支援部会長の方で具体的にどんどんやっぺいいただいて成果が出てきているので、そちらは後からまた報告があると思います。以上です。

会長 ありがとうございます。プロジェクトチームについては、全くどういう形で運営するかはこれからの課題になっております。とくに権利擁護で成年後見人制度の調査申し立ての枠組みとか制度をどうするかとか、差別解消法の窓口とか具体的な対応をどうするかとかということがあります。それは市の課題でもありますし、ただどこでということがありますので自立支援協議会の中でのプロジェクトチームでその辺のやらないといけない部分がありますので、そこあたりは少し検討していきながら、あとは個別支援会議で上がってきたもので、あえて共通の課題でやはりプロジェクトチームでという問題が集約されてくればそこでぜひ検討していければと思います。今までは中の部会でということだったのですが、ちょっと非常にご負担が大きくてちょっとマンパワーの問題もありましたので、それも含めて来年度はもう少し検討していきたいなという風に思っております。後いかがでしょうかよろしいでしょうか。はい。

C委員 資料1-4で市内の福祉サービスの事業所の一覧がありましたけれど、私たちが例えばこういう協議会でここのこういう事業所が直接こうたとえば市に対するこういう障がい者のそういう制度というか、そういう意見を聞くという場が多分無いと思うのですけれども。たとえばそこで気が付いたこととか、こういった点で瑞穂市はちょっと不足しているのではないかとそういう意見を本当は聞くべきじゃないかというのはすごく思います。というのは、いろんな施設や事務所があるのですが、その中に受け入れて保護者会とそういう接触はあるのですけれど、そういう意見をこういうところへ出してもらって市全体としてやっぱりこういう物が不足しているとか、こういうことをすべきじゃないですかという事業所の立場からの意見を私は聞いてほしいと思います。

 たとえば私は20番のふれあいホームみずほで関わっているのですけれども、その中でやっぱり行政さんと接している中ですごく気が付く点がある。これはお母さんに伝えるべきであるとか、そういうご相談を相談員に伝えるべきであるという中でもやっぱりそのなかなかそういう話が出てこないの、やっぱりそういったこともこういうところへどこかへしてまとめていただいて、こういう自立支援協議会にさせていただくとまた方向性も出てくるのではないかとこの風に思うのですけれども。いろいろ代表者が出ていらっしゃると思いますが、できたらこういう人たちを月に1回集めていただくということはできないでしょうか。

会長 ありがとうございます。E委員どうぞ。

E委員 C委員が言われたことは、まさにその通りで一宮市でもうちとは違う。くらし部会の様なもので日中系の部会があるんですね。この資料を作ったらどうか

と思うのですけれど、まだありません。ここに上がっているほとんどのところが入っている、集まる、名前もまだありませんけれども、そうした場をこの間オープンさせていただきまして、1回目が先々週かな。2回目が、1回目集まった時にうちではこれが困っている、うちも困っている、うんそうだよねという話し合いができて、その時はその年の1つに性的なことが未発達で支援に困っているという話が出ました。それについて良い先生を知っているよ、今度講演会をやろうかという話が先々週あって、みんなでそれを聞いたりとかして、独自にみんな研磨したりとか、悩みごととか言う組織ができていますので、ここに取り込めば市に対してとかみんなで問題共有できて交流できるのではないかなと思いますね。

会長

ありがとうございました。この課題はちょっと検討していきたいと思いますので、ちょっといろんな困りごととか施設の情報交換も。専門部会で普段から関わっていただければいいかなと思うのですが。また簡単に困りごとがどこまで占めているのかというのはちょっとやっぱり協議会の課題でもありますので、ぜひちょっとこのネットワークも含めてどういう形がいいのかは少し来年度に向けて検討していきたいと思います。

他いかがでしょうか。またこれは最後のちほどお時間があればもう一度議論させていただきたいと思いますので。それではちょっと議題の方進めさせていただきます。各部会についてということで本年度の活動報告をお願いしたいと思います。まずくらし部会の方の田宮部会長の方をお願いします。

G委員

くらし部会につきましては、活動らしい活動は今年度しておりません。といいますのもこの組織についての在り方というのを見直そうというのがまず大前提にありまして、この前の講演会を勉強会という形で全体会の中で決めたものというのは先に立つのですけれども、そこにおいて各部会についてどういう風な立ち位置、または運営をしていこうかというのを事務局会または事務局ともいろいろと何回か協議をしております。

ただそのくらし部会につきましては大変幅議広いメンバーというのがありまして、このくらし部会を解体して新しい部会を作ってはどうかという意見もありました。ただこのくらし部会については全体をまとめていくというところでの立ち位置というところで残していったらどうかという意見もありましてこういう体制になったというところでございます。

それでくらし部会について、なぜしなかったかということになりますが、まだそのたとえばいろんなことをやってもなかなかご意見が出ない、形骸化しているというのも非常にたくさん、多くの業態というかいろんなところから集

まっている、それを何かポイント的に何かをすといってもなかなか難しい面があるのではないかとこのころで、こういう個別支援会議というのが上がってきたと。個別支援会議についてどういようなところでも、この個別支援会議で上がってきた部分について、これをプロジェクトチーム等に上げるかどうかという検討をして最終的にはプロジェクトチームを立ち上げてその中で検討していく、個別支援をしていくといような話し合いになっていきました。そういう経過もありましてとりあえず今年度は事務局会または事務局とも相談しながら何をしていこうかとい相談をしていたのですけれども、結果的に今回はちょっと見送ったといような形になります。

来年以降はこの個別支援会議について色んな協議をしていってそれをプロジェクトチームに上げるかどうかとい検討をしなければならないとい風に思っております。特に権利擁護後見制度、差別解消等につきましても勉強会等も開きながら進めていかなければならないとい風には考えております。一応報告になっていないようなものでもごめんなさい。また会長さん、副会長さんの方で捕捉があればよろしくお願ひしたいと思ひます。

会長 ありがとうございます。只今のくらし部会の方のご報告でご追加とかご質問とかございますでしょうか。ちょうど今年度は組織改革といこともございまして、なかなか各部会長にはご迷惑をおかけしてちょっと申し訳ございませんでした。来年度に向けて今日の話し合いを少し集約して進めていきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

それでは引き続きまして相談支援部会長よろしくお願ひします。

E委員 少し長いお話になりますが、まずは講演いただいた野崎さんの一宮市では相談支援部会で市の課題を提起してその課題についてそれぞれの組織が取り組むといスキームになっていました。これは協議会のマニュアルに沿ったものかなと思ひます。

さらに一宮市ではICFの国際生活機能分類といのがあるのですけれども、これのお考え方に基づいた事例分析の福祉フォーマットといのを位置付けまして、それを集計すると市の全体の足りない福祉の部分が見えてくるといことでした。そこで野崎さんからその様式を取り寄せまして、具体的にどうやってやるかとい方法も聞きまして、どちらの相談部会も今年度の後半から同じ方向で取組を始めました。うちの相談部会では11月と1月の2回開催しましたが、11月の方はその方法の説明と事例を読む。それから1月の方は事例を6件しまして、事例の方は触法とか社会的入院とか、入所からの地域移行と

か、放課後等デイの問題とかいろいろな多方面の内容について話し合うことができました。それで、それぞれの事例の個別の課題を一宮市のフォーマットに従ってチェックして、それを分類ごとに数値化して、考察を含めてまとめたものが今日お配りしたものです。事例分析という資料になります。

では、資料に沿ってお話させていただきます。初めに取り上げた事例の生活機能と背景因子について分析する。課題を大きく10のカテゴリに分類した。小さくは20に分類している。詳細な件数は一番位置後ろの別紙にまとめる。ここでは各分類で多かった課題や見当が必要と思われる内容について記載をするということで、まずくらし、入所系サービスの利用がない、自立度の低い障害児、者にとって介護者亡き後の支援は将来の懸念要素である。入所系サービス事業所の充実は継続的な課題となっている。

また、介護者亡き後の支援を課題にする事例の多くは緊急時の支援も課題になっていく。この介護者亡き後の支援とか、かぎカッコのところそれぞれの課題、ICFでいうところの課題という風にまとめられているのが一宮のフォーマットです。

今回の事例では取り上げていませんが、グループホームの空室がアパートの2階にあるが半身麻痺により階段が上がれないなどの理由で利用できず、他に空室ができるまで一時的に老健へ入所せざるを得なかったケースもあります。事業所はあってもバリアフリーがなされていない理由で利用できない場合は障害特性に適した暮らしの場の確保として十分とは言えません。また、精神科病院からの地域移行、入所施設からの地域移行、矯正施設からの地域移行がそれぞれの事例として取り上げられたことから困難ケースとなりやすいことが推察できます。

次に日中系です。知的障害を伴わない、ただし介護を必要とする身体障害者の日中活動先を課題とする事例が複数取り上げられました。身体障害者の就労先として地域企業への啓発、それに介護を伴う方法の検討、介護保険サービス事業所の入浴設備等を共生型サービスとして利用という事柄について調査する必要があります。

重度知的障害児の利用に応じられない、放課後等デイサービス事業所の事例も複数取り上げられました。サービスの本来目的に立ち返り支援の質の向上が求められます。サービス事業所の不足とサービスの質は同義である場合も多いと考えます。めくっていただいて、余暇参加、知的障害を伴わない、ただし介護を必要とする身体障害者の日中活動先を課題とする支援はインフォーマル資源の活用も期待されるが、現状選択肢は多くありません。また介護タクシーが高額であるなど移動手段にも問題があります。これらについて相談窓口が明確でないという意見もありました。

次にカテゴリ、家族、行動問題による介護負担を多くの事例が課題にしています。また家族の介護能力が低いこと課題にしている事例も目立ちます。障害福祉サービスの拡充が家族のサービスありきといった他力的な考え方を促進し、結果として家族の介護能力を弱めたと考えられます。サービスの利用がかなわない時、本人と家族が共倒れになることも懸念されます。このような家族には寄り添って助言のできる支援者、関係構築された二人三脚ができる支援者の存在が必要不可欠となります。また、家族に障害者が複数いる事情により、治療のための長期入院が困難になった事例や、家族関係の破たん、キーパーソンが不在で長期の社会的入院となっている事例も取り上げられました。

経済、今回は年金制度などの活用により、経済を課題とする事例は多くなりました。しかし、精神障害者の事例には出費が多い、借金といった課題も見られました。生活困窮者自立支援事業との連携が望まれます。

カテゴリ、権利擁護、今回は虐待、成年後見制度の小分類に該当する事案はなかったが、触法の事例が取り上げられました。触法は偏見に伴う日中系の確保、類犯防止に向けた背景因子の特定等、他機関との連携が必要であり、長期にわたる困難な支援が認められます。また現状は連携先を開発する必要があります。

カテゴリ、障害特性、精神障害者の事例には本人に病識がない、家族の理解が不十分の課題により支援を困難にしている場合が多く、家族負担が大きい事例には支援者の理解が不十分という課題が多いように、それぞれの事例が小分類に万遍なく該当した印象となりました。支援の困難数をそのまま表した項目とも言え、高点数となりました。

次は子供についてです。親の養育能力の不足と、重度知的障害児の利用に応じられない放課後等デイサービスの事業所の事例が目立ちました。本来養育を目的とする方デイが、家族に寄り添う支援が行えないため、その代替として居宅介護にそれを求める事例が取り上げられました。方デイの在り方も含め調査する必要があると思われれます。

重度知的障害者の思春期には心身が崩れる場合が少なくなく、家族、支援者共に困惑する事例もありました。その後の進路も含め継続的な支援が必要です。医療、重度知的障害児の診療拒否の事例があり、医療機関の体制上の問題。障害に対する理解不足、家族の調整力不足等が原因と考えられます。地元の診療所に協力依頼を行うなど、資源確保の可能性について調査が必要と思われれます。

精神障害者の症状悪化による暴力のため、同居家族が危険になった事例も取り上げられました。緊急時には医療等との関係機関との連携をはかり、迅速な危機介入が求められます。

長くなりましたけれど、これらの分析を元に考察したのが次になります。こちらにも長いですが読み上げます。一宮市の事例検討方法により行った初めての試みとなりました。年度後半からの取り組みのため事例件数が10件であったにもかかわらず、高点数の項目は相談支援専門員が日ごろの業務で抱く不足資源とおおむね一致しており、画題の数値化の有効性を感じています。今後は各課題を瑞穂市の地域性に合わせて修正することも考えたい。また事例検討では個々の事例の事象にとどまらず、医療提供者の意図以上に広がりを見せ、資源に関する様々な意見交換が行われました。これも大変有用なこととなりました。

そのような課題の抽出から今後の自立支援協議会において取り急ぎ調査する必要があると思われる事項を次のようにまとめました。すべてを一度に取り組むことは難しいが、まずは問題提起を行いたいと考えます。

1つ目には、医療機関による診療拒否の課題。重度知的障害児者に対する診療拒否については今回の事例以外にもたびたび散見され、幼児期からの、かかりつけ医が存在しない方等にとって新規受診先を調整することは困難であり、その場合は緊急時の受診についてもひっ迫した課題です。しかしそのような重度知的障害児にあっても親身に相談に乗り工夫をして治療を行う地域診療所も存在します。協力体制を依頼することが可能かどうかも含めて調査が必要と思われます。

2つ目、放課後等デイサービス事業所による利用拒否の課題。本巣市や大垣市においては、障害児は特別支援学校に通学しているか、特別支援教育を受けているかにより利用量の制限、審査を行っています。宣言や審査の不備が支援のしやすい軽度障害児の利用の促進となり、支援の質の向上を妨げ、本当に必要とされる重度知的障害児の利用を阻害している可能性があります。そもそも障害福祉サービス事業所はサービスの提供の拒否を禁止されています。他市町の状況の調査も含め瑞穂市の放デイの今後の在り方を検討する必要があります。

3つ目、当事者と寄り添う相談窓口の課題。相談支援専門員が寄り添うことは当然ですが、そのうえで療育や身体障害等それぞれに専門性を持った障害者の家族が関係構築を行い、場合によっては支持的に助言できることが本人家族のQOL向上を図るために重要です。これまでそれを担っていた存在、今後の資源開発の可能性について調査する必要があります。

4つ目、介護保険サービス事業所の障害児、者利用の課題。事例にあった入浴設備の利用のほか、瑞穂市に不足する短期入所は介護保険サービス事業所の小規模多機能を共生型として利用することが制度上可能です。共生型サービスは厚生労働省が示す、地域共生社会の実現に向けて創設された整備であるが、県下においてもまだ浸透はしていません。潤沢な介護保険サービス事業所の利用は障害児、者にとっても利益となりますが、共生社会の実現が今後の瑞穂市の

地域福祉においても目指すべきかたちであると思われます。介護保険サービス事業所に対して説明を行い、利用の可能性について調査する必要があると思われます。

5つ目、知的障害を伴わない身体障害者の就労先の課題。今回の事例は介護を必要とする場合でしたが、作業の配慮、移動のバリアフリー、様式等による設備等がなされれば一般就労が可能な障害者もいます。現在は障害者就労生活支援センターと連携して就労先等の調整等を行っておりますが、市外となる場合が多いです。また希望するような配慮が不足し就労に結び付かない場合もあります。瑞穂市の企業に対して障害者雇用を啓蒙し、特定求職者雇用開発助成金などの企業側のメリットについても説明を行い、身体障害者が地域で安心して就労できる場の確保を目指す必要があります。

最後6つ目。触法障害者の支援の課題。罪の意識に乏しく環境要因が影響して犯罪を繰り返す知的障害者に対しては、その背景因子の特定、社会生活の復帰等、他機関連携が必要であり、また地域社会の中で構成させるための取り組みや地域の理解を広めていく活動が必要です。

相談支援専門員は、その業務において日々さまざまな事例と向き合い、解決策を模索しています。毎日、解決のために利用できる資源を求めています。自立支援協議会で資源の創出がなされるのであれば、それは翻って障害児、者の利益になります。現在の相談支援部会は、そのような共通認識のもとで取り組んでいると感じています。今後も相談支援専門員同士が議論しやすい場を設け、今回の様な事例検討を通じた不足資源の洗い出しに勤めていき、障害児者が豊かに暮らせる瑞穂市の実現を目指したいという報告書になっています。長くなりましたが相談支援部会からは以上です。

会長

ありがとうございました。相談支援部会の方はかなり詳細な報告をいただきました。実は事務局会の方では実際の個別支援会議の事例の分析を出していただいて今回報告書を出させていただいたまとめです。ちょっと時間の都合で今日はE委員からまとめを詳細に説明いただきましたが、おそらく瑞穂市の障害福祉の具体的な問題点というのが初めて明確になったのではないかなと思います。報告書の後ろのところが件数が載っておりますので10項目、10項目のうち最後はそのほかですので9項目ですですが、暮らし、日中活動、家族、それから障害特性、これはそれぞれ10件以上問題点が上がった項目ということで、考察の方では課題としては1項目から6項目まで課題を上げております。今日はちょっとこの課題についてうんぬんと言うことではありませんが、やはりこれについて項目ごとに自立支援協議会の方で検討していくのかとかも含めて議論していきたいなと思いますが、まずはこの報告の方でご質問とかご追加等ござ

いますでしょうか。

D委員 カテゴリごとのグラフなのですが、これは何もって件数を1件というのでしょうか。

E委員 これはですね。今回は10件の事例検討でしたが、その10件、1件ごとにこの20件のどれに当てはまるかというのをチェックしていきます。この方の事例、この方は経済も課題だし、家族の支援も課題だというような形でチェックをしていって10件それぞれの物を集計したのがこちらの数値になっています。

D委員 10件のケースの中で、とりあえずは10ケースの中で抽出したという

E委員 そういうことです。

C委員 その中でその課題の上限というのは設けているのでしょうか。

E委員 設けておりません。

C委員 分かりました。ありがとうございます。

会長 他いかがでしょうか。ご質問等ございますか。この分析の仕方は、去年の9月に一宮の野崎さんをご講演いただいたときの資料に基づいて分析をしてきております。講演会の資料の中にも少しありますので、それを見ていただければと思います。今日はちょっと全部の資料を出す、量が膨大な量になりますのでまとめだけにさせていただきました。その個別支援会議の問題点というのが挙がってきますので、流れとしてはやはり課題を探る必要があります。この課題に関して協議会の部会とかあるいはプロジェクトチームで対応していくのか、個人で検討していく方向でいいのではないかとはいいますが、いかがでしょうか。何かご質問あるいはご助言いただければと思いますが。今年ちょっと初めてE委員の方でやっていただきました。今後円滑にこの報告がどんどん増えていって即時に分析ができると一番いいのかなと思いました。今回はE委員お一人にかなり負担がかかったと思いますけれども、ぜひこれは来年度に向けて継続してやっていきたいなと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではとりあえずは、引き続きまして子ども部会の方のご報告をG委員からお願いしたいと思います。

G委員 ただいま、E委員の発表の中にありました2つ目の課題ですね。これは、子ども部会ですることがあります。やはり診断名があれば通常ぱっと見る子供たちも放課後デイを利用する現状について、学校を上がるまでは通教指導教室がその役割を果たして、通教指導教室に週1回言っているからそれでいいかと感じていますが、保護者はこの時期になりますと、今まで週1回の支給量月4回なのに学校に上がる時期になると、学校が終わった後に預ける場所があるからということで、放課後デイの利用を盛んに希望されるケースがあります。やはり支援学校の子供たちの余暇活動や、学童保育的な要素の子供たちはとても大切な環境ではありますが、通常学級に行っていたり、通教指導教室に行っていたりする子供たちが利用している現状については、他市町からも制限が加わっていることは聞きますので、ぜひこの件につきましては、支給量の、適切な支給量についての検討をするような場が必要ではないかという風に私も感じています。

あと、今年度の子ども部会ですが、大変お恥ずかしいのですが1回の実施で今年度は医療ケア児に対する勉強会を兼ねたことを取り入れたいということで2月に実施させていただきました。私たちも医療ケア児について、あるいは子ども部会に集まった、保健センターや保育園、小学校の職員等の交流の中でやはり医療ケア児に出会うことが少ない分その情報を知らないというようなこともたくさんありましたので、今回は医療ケア児の放課後デイ等でお世話になっている堀部クリニックの先生と、本会長であります玄先生の方にご講演いただく機会を設けました。瑞穂市の事務局からは0から18歳までの医療ケア児についての情報を取りまとめている部署がないために、手帳の申請や出生時にそんなことがあったよということは分かるのですが、その後その子はどんな環境にいるかという把握につながっていないというようなことがやはりあるという現状が話されました。

あと医療ケア児が保育の場や教育の場、地域のそういうところで適切な対応ができるかというところがやはりなかなかなく、どうしても市で考えるのではなく県域単位で医療ケア児については考えていかなければいけないのかなという話も出ていました。

まだまだ私たちもこの勉強会を通して情報を得たという感じのところはありましたが、ぜひ瑞穂市にいる医療ケア児のお子さんについて保護者の了解が得られたら、そういうお子さんのケース検討やそういう物を重ねて、1つ1つのケースについてこんな支援や、こんな関係機関が集まればこんな支援が受けられるような、そんなものを1つ1つ積み上げられるような場になっていけたらなという風に感じています。以上です。

会長

ありがとうございました。ただ今の子ども部会のご報告に関しましてご質問とかご追加等ございますでしょうか。実は医療的ケアにつきましては確か厚生労働省の方から平成30年度以内に医療的ケアに関する協議の場を設けるということでそれがこの子ども部会の方でも医療的ケア児の支援についてということで、これが最初のスタート時点になりますので、また来年度に向けては具体的に医療的ケア児の課題等どういう風に進めていくのかということも、ちょっと課題になっていくかなとは思いますが、いかがでしょうか。何かご質問等よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

それでは部会の方のくらし部会と相談支援部会、子ども部会のご報告をいただきましたので、すいませんもう一度先ほどの体制の用紙を見ていただきましていかがでしょうか。それぞれ共通項目というのは上がっていますが、その辺を基本的には押さえながら個別支援会議から出てきた課題を上を上げていきまして、オブザーバーを含めていろんな連携をとっていただくということ等、この件についてはまだちょっと具体的にどうするかというのはもう少し事務局会で詰めていきたいとは思っております。ご意見があればぜひ伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

任期につきましては協議会の方は先ほど言いました3年任期に変わります。だから31年と32年で第5期と言うことで、委員の委嘱する方はもう法律関係も含めて枠が増えることとなります。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

あとは、自立支援協議会には瑞穂市の設置条例がありますが、実はこの協議会を運営する要綱というのが全くないものですから。来年度と再来年度にかけて協議会の運営要綱みたいなものはちょっと作成したいなという風に思っております。やはりどうしても委員の先生方は退職等々ありまして代わっていきますので、やはりその辺をもう少し文章化というか明文化して、わかりやすく協議会を運営していきたいなと思います。この協議会の体制も含めてということでその都度全体会の方にお諮りして要綱の作成をしていきたいと思っております。

いかがでしょうか。そろそろ、ちょっと時間が迫っておりますが。よろしいでしょうか。

D委員

先ほどの個別支援会議のところでお聞きしたのですが、個別支援の会議のところG委員からお話ありましたように、この会議は主催というか、主体は相談員の方がやられるということなので、そこで相談員の方は場合に寄るのでしょうかけれども何名ぐらいでしょうか。この事業所のスタイルだと市内の事業所は3事業所が相談あって、そのほかにも相談に関わっているのがあるということなのですね。それは場合に依ってやられるということで子供さんの場合だったらですが、あくまで主催は相談員がやられて、そこに横断的に子供さん

の場合は参加されるという形なのでしょうけれども相談員のイメージはどういう感じなのですか。

E委員 まず個別支援会議というのは相談支援員などが開くすべての会議を大まかに定義しているらしいです。ケース会議の担当者会の方が、個別支援会議を吸い上げるのはこの図だと全部になっていますけれど、一宮市のこの資料を見ますと、基幹相談支援センターがあります。うち基幹がないので相談員がやるのですけど、瑞穂市で利用者を持っている相談事業所だと社会福祉協議会が8割、9割です。あと10件あるかないかというところが少しあるところですよ。今まで入っていた、現状の相談支援部会は今までの相談部会より数を減らしまして、より事例検討がやりやすい場づくりを進めました。今入っているところだと、3事業所の内の1つのグリーンさん。もう1つのところはちょっと出席だけなのでですけど。それから精神の方でふなぶせさんと鶴飼さんからもお願いしていて、療育支援が抜けていたので、次回から療育センターの相談員の方も来ていただく。それでそれぞれが個別支援会議、こんなケースとか、担当者会議でこういうのがあったよというのを持ち寄ってもらって事例検討し、それぞれの1件1件に先ほどのチェックを入れてもらって集計した結果、瑞穂市はここが重複した方としてたくさん数値化、高得点になっているねというのが分かりやすくなるというスキームになっています。

会長 ありがとうございます。個別支援会議をうまく市町でいろんなところから要請がかかって関係する相談支援員の方のような方が関わると思っていますので。自立支援協議会の中でも個別支援会議の位置づけがはっきりしていなかったものですから、機能的にはなるべく集約して上に上げる。この上に上げていくというのがただもう少し検討課題かなとは思いますが、各専門部会でももう少しブラッシュアップといいますかいろんな議論をしたうえで全体会に上げていくというところ。本日、E委員の方からの報告でも、代替の瑞穂市の課題、問題点というのが何となく浮き彫りになってきたかなとは思っていますので、ぜひこれを頭に入れておきながらまた来年度は来年度での課題が出てくると思います。すべての課題でどうするという事でもないとは思いますが、自立支援協議会で検討しなくてはいけない課題と現場で対応ができるものも当然あるかと思っておりますので、その辺をちょっと詰めながらより広くネットワークができるが一番いいのかなと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

以上ですがよろしいですか。特に、平成30年度の全体会は今日で終了となりますので、今日の最終的には議題以外のことでもなにかご意見がありましたら伺いしたいと思います。いかがでしょうか。来年度の全体会はどうか

はわかりませんが、市長選があるんですよね。瑞穂市の。だからいろいろちょっとあるかと思いますが、今年の全体会の1回目は8月でしたが、ちょっともう少し早めに全体会は開始していただきまして、部会活動は基本的には継続していきたいなとは思いますが、場合によっては部会長がちょっと変わったよということもありますので。何かありましたら事務局の方にご連絡をいただければと思います。

あとは今日の全体会の議事録は私の方と副会長で確認をして早めにホームページにアップをさせていただきたいと思います。

それではよろしいでしょうか。では本日の議題はすべてこれで協議されました。これで終了させていただきたいと思います。議事進行スムーズにできたことを感謝申し上げます。それではこれで終了とさせていただきます。

事務局 ありがとうございます。それでは閉会にあたりまして健康福祉部長よりご挨拶申し上げます。

健康福祉部長

本日は会長さんはじめ皆様には長時間にわたりましてご審議いただきましてありがとうございました。会長さんの方には新年度からのまたこの会の在り方についていろいろご助言があったところでございますが、できるだけ早めに開催できるように段取りをしていきたいと思っております。以上をもちまして本日の協議会を閉会させていただきます。皆さんありがとうございました。